

整備候補地（用地）の情報を求めることについて

1 情報提供依頼の考え方

検討委員会において「立地回避要件」による除外作業が終了し、今後は整備候補地を選定する段階にきているが、議会や市民等の意見も踏まえ、候補地選定にあたっては市民の意見も聞きながら選定作業を行うこととし、新ごみ処理施設の整備候補地に適していると思われる土地の情報を求めることとしたい。

なお、整備候補地に適していると思われる土地の情報提供があった場合には、整備候補地として検討委員会において検討する。

2 整備候補地の条件

整備候補地となりうる土地については、第6回検討委員会までに協議した下記「立地回避要件」を除いた土地を基本とするが、「②カ 建築物がある土地」や「②サ 圃場整備の行われた農地」などの土地所有者の土地の使用に関する要件等で除外されているもので土地所有者の承諾が得られるような場合には、下記「立地回避要件」の土地であっても整備候補地として検討委員会において検討したい。

【面積要件】

3ヘクタール以上（3ヘクタールから概ね10ヘクタールまで）

【立地回避要件】

① 法規制等により立地が困難な区域

- ア 森林地域のうち保安林区域
- イ 自然公園地域（普通地域・特別地域・特別保護地区）
- ウ 自然環境保全地域（普通地区・特別地区・原生自然環境保全地域）
- エ 鳥獣保護区のうち特別保護地区
- オ 埋蔵文化財包蔵地（調査により歴史上・学術上の価値が低いと確認されたものを除く。）
- カ 土砂災害危険箇所（土石流・急傾斜地・地すべり）
- キ 景観計画区域（景観地区・眺望領域を除く景観重点地区）

② 立地を避けた方が望ましい区域

- ア 河川・湖沼
- イ 開発許可区域
- ウ 主要幹線道路（国県道・都市計画道路）・鉄道

- エ 公園・緑地・風致地区
- オ 平均傾斜 15 度超
- カ 建築物がある土地
- キ 不整形地
- ク 市東側の山間部エリア（山岸②，上米内②，加賀野②，築川②③④，乙部④，巻堀姫神③，玉山藪川④）
- ケ 主要道路（国道・県道・都市計画道路）から 1 km 圏外
- コ 都市計画区域（市街化区域のうち住宅専用，住居系・商業系の用途地域）
- サ 圃場整備（昭和 58 年度以降）の行われた大規模（連続する 5 ha 以上）農地
- シ 浸水想定区域

3 情報提供の受付期限

平成 28 年 9 月 30 日（金）

4 情報提供の依頼方法

（1）情報提供の依頼方法先

平成 28 年 8 月 5 日に開催する盛岡市議会全員協議会において，盛岡市議会議員に説明するとともに，マスコミ等にも情報提供する。

また，8 月 15 日号の盛岡市広報や盛岡市ホームページに掲載し，整備候補地の情報を求めることとする。

※本項目はホームページ掲載時

（2）情報を求める相手方

「盛岡市民及び市内の土地所有者」のみとした

アについてはイより上位のものとして扱う。また，イについてはウより上位のものとして扱う。

なお，匿名の方からの情報提供等については，情報として取り扱わない。

ア 土地所有者及び自治会の会長等

土地所有者が情報提供する場合は，自治会の会長等の同意の必要はない。

また，自治会の会長等が情報提供する場合は，土地所有者の同意は不要だが，土地所有者の合意の有無を確認する。

イ 自治会内に居住する住民等

ウ 自治会外に居住する住民等

※ イ及びウについては，土地所有者や自治会の同意は不要だが，土地所有者及び自治会の合意の有無を確認する。

(3) 情報提供の具体的内容

様式等は想定していないが、概ね次の事項について確認する。

- ア 情報提供者の住所・氏名・連絡先
- イ 整備候補地の住所
- ウ 整備候補地の概算面積（範囲を特定できる情報）
- エ 整備候補地としての利点
- オ 情報提供者と土地所有者との関係
- カ その他
 - ・ 当該整備候補地について情報提供があったことを公表することの可否
 - ・ 地域振興策の提案がある場合にはその内容 等

(4) 情報提供者の公表

原則的に情報提供者の氏名（役職）等は公表しない。

5 判断

検討委員会において、その内容を検討し判断する。

結果は情報提供者へ通知する。